

**「創業期ビジネス支援事業
「ヨコハマ起業家伴走支援プログラム」業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、「創業期ビジネス支援事業「ヨコハマ起業家伴走支援プログラム」業務委託」の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) 「令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」（以下「名簿」）の営業種目「労働者派遣業務」または「各種調査企画」・細目「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」あるいは「その他の委託等」に登録が認められているもの。
- (2) 所在地区分を「市内」、「準市内」、「市外」、企業規模を「大企業」、「中小企業」、「その他」で登録していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（令和2年4月13日）の規定による停止措置を受けていない者であること。

(事業期間)

第4条 事業期間は契約を締結した日から令和4年3月31日までとする。

(参加表明手続き)

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める提

案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提出要請書)

第7条 プロポーザル提案書の提出は、提出要請書によるものとし、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第8条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務の実施内容
- (3) 活動実績及び事業の実施体制
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務の実施方針及び提案内容等

- ア 業務目的の理解度
- イ 業務目標の達成及び受託に必要な能力
- ウ 支援企業を選考する能力
- エ 提案事業の企画力及び実現性
- オ スケジュール管理
- カ 情報管理

(2) 実施体制

- ア 従事スタッフの構成・人数など
- イ 類似業務実績

(3) その他

- ア 企業としての取組に関する視点
 - (ア) ワークライフバランスに関する取組
 - (イ) 障害者雇用に関する取組
 - (ウ) 健康経営に関する取組
- イ 市内の中小企業であること

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第10条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びウエイト並びに評価基準の確認
- (3) ヒアリング
- (4) プロポーザルの評価結果の通知

2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 経済局総務課長
副委員長 経済局企業誘致・立地課長
委員 経済局新産業創造課長
経済局経営・創業支援課長
経済局ものづくり支援課 担当係長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。

5 評価委員の採点の合計点数が、満点の6/10以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。

6 評価結果において、同点の場合が生じたときは、加重配点部分の合計点が高いものとする。なお、加重配点部分の合計点においても同点の場合は、第9条第1号「エ 提案事業の企画力及び実現性」によって決する。

7 委員長は、評価結果を経済局業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第11条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(停止条件)

第12条 令和3年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。予算の議決がなされないときは、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は成立しないものとする。

附則

この要領は、令和3年1月20日から施行する。